

野々池中学校PTA規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、明石市立野々池中学校PTAと呼び、野々池中学校（所在地 明石市沢野 1 丁目 3 番 1 号）に事務所をおきます。

第 2 条 本会の目的は、学校、家庭、社会が一体となって、生徒の健全な育成を推進することにあります。なお宗教や政党の色彩はなく、また営利を目的としません。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事を行います。

- 1) 学校と家庭が緊密に連絡をとり、学校教育、家庭教育について理解を深めることにつとめます。
- 2) 会員の教養向上と生徒の生活環境の改善充実を図ります。

第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と、本校に勤務する職員とします。

第 3 章 役 員

第 5 条 本会の役員は、次のとおりとします。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1) 本部役員 若干名 | 3) 評議員 若干名 |
| 2) 地区役員 若干名 | 4) 学校代表 若干名 |

第 6 条 役員の仕事は、次のとおりとします。

- 1) 会長は会務を総理し、本会を代表して総会、評議員総会及び役員会を必要に応じて招集します。
(会長不在の場合、代理として代表が行う。)
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長支障あるときは、その代行をします。
- 3) 庶務は、各種会合の連絡通信をするとともに会の活動状況を記録します。
- 4) 会計は、この会の会計事務にあたります。

5) 学級評議員会代表は、学級懇談会、学年懇談会の推進を図るとともに、学年の諸問題を検討します。

6) 地区評議員会代表は、地区懇談会や地区での生徒の生活環境改善の推進を図るとともに、地区での諸問題を検討します。

7) 学校代表は、他の役員とともに、会務を処理します。

第 7 条 役員の仕事および任期は、次のとおりとします。

- 1) 役員は、総会の承認を必要とします。但し学校代表は会長が委嘱します。
- 2) 役員の任期は、1 年とします。但し、再任は妨げません。
- 3) 役員の任期満了後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行います。

第 4 章 顧 問

第 8 条 本会に、顧問をおきます。学校長、前会長を会長が推挙し総会の承認を得ます。

第 9 条 顧問は、会長ならびに役員会の要請により助言し協力します。

第 5 章 評 議 員

第 10 条 評議員の選出は、次のとおりとします。

- 1) 学級評議員は、各学級より数名選出し、各専門部に分かれます。
- 2) 地区評議員は、各地区より 1 名以上を選出し、地区担当と愛護部に分かれます。
- 3) 評議員は次年度の総会まで引き続きその職務を行います。

第 11 条 本会は、目的達成のため活動母体の要として次の評議員会を設け活動を行います。

- 1) 学級評議員会
学級を中心に、保護者と教師が生徒の学習、生活の向上を目指して活動します。
- 2) 地区評議員会
保護者と教師が生徒の地区における生活と環境の向上を目指して活動します。

第 6 章 専 門 部

第 12 条 本会は、目的達成のため次の専門部を設け活動を行います。

- 1) 文 化 教 養 部 …… 会員の教養の向上と健康の増進を図るための取り組みを行います。
- 2) 環 境 整 備 部 …… 教育的な環境整備などに関する活動を行います。
- 3) 広 報 部 …… 本会の広報関係の活動を行います。
- 4) 人権教育推進部 …… 人権教育の推進を図ります。
- 5) 愛 護 部 …… 生徒の愛護に関する活動を行います。

第 7 章 会 議

第 13 条 総会は、本会の最高決議機関で、出席会員の過半数によって決定します。

- 1 定例総会は、年 1 回行い、次の事項を審議、決定します。
 - 1) 規約の決定改正
 - 2) 本年度事業計画ならびに予算の議決、決算の承認
 - 3) 役員承認、その他必要事項の議決臨時総会は、会長が必要と認める時、または会員の 1/3 以上の要請があった場合、開催します。
- 2 評議員総会は、定例評議員総会として年 1 回開催し、出席評議員の過半数によって決議し、次の事項を行います。
 - 1) 総会への提議事項の検討、および役員会より提議された事項の検討、決議
 - 2) 活動の計画、反省、その他必要事項の検討臨時評議員総会は、会長が必要と認めたとき、または評議員の 1/3 以上の要請があった場合開催します。
- 3 次の会議は、評議員で分担します。
 - 1) 学級評議員会
 - 2) 地区評議員会
 - 3) 専門部会
- 4 役員会は会長の招集により実施し、会の運営に関する事項を検討し、会の円滑な運営を行います。

第 8 章 会 計 監 査

第 14 条 会計監査は、2 名選出し、総会の承認を得ます。

第 15 条 会計監査は、随時に会計の監査を行います。

第 9 章 会 計

第 16 条 本会の経費は、会費、および寄付金その他をもってあてます。ただし、会費の額は総会において決定します。

第 17 条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて執行されます。なお、本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日で終わります。

第 18 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得ます。

第 10 章 規 約 の 改 正

第 19 条 本会の規約は、総会において出席会員の過半数以上の賛成により改正することができます。

《 付 則 》

1. 本会の役員、会計監査、評議員の選出方法等は内規に定めます。
2. 本会の慶弔規程、旅費規程は別に定めます。
3. 本規約は、昭和52年5月28日より実施します。
 - 1) 昭和56年 5月 9日 第5回総会で一部改正。
 - 2) 昭和57年 5月15日 第6回総会で一部改正。
 - 3) 平成 6年 5月21日 第18回総会で一部改正。
 - 4) 平成10年 5月 2日 第22回総会で一部改正。
 - 5) 平成11年 5月 1日 第23回総会で一部改正。
 - 6) 平成14年 5月 1日 第26回総会で一部改正。
 - 7) 平成15年 5月 1日 第27回総会で一部改正。
 - 8) 平成16年 4月30日 第28回総会で一部改正。
 - 9) 平成17年 4月27日 第29回総会で一部改正。
 - 10) 平成20年 4月28日 第32回総会で一部改正。
 - 11) 平成20年12月 6日 臨時総会で一部改正。
 - 12) 平成22年 4月28日 第34回総会で一部改正。
 - 13) 平成25年 4月 1日 中学校所在地を追記
 - 14) 令和元年 4月26日 第43回総会で一部改正。
 - 15) 令和3年 4月27日 第45回総会で一部改正。
 - 16) 令和4年 4月 第46回総会で一部改正

1. この細則は、野々池中学校PTA規約の付記1によりPTAの役員、評議員、会計監査、及び専門部員の選出方法並びにPTA運営に関する事項について定めます。
2. 選考委員会
選出の公正かつ円滑を図るため、会長の要請により選考委員会を設けます。
選考委員会は下記により構成し、選挙に関する全ての業務を主管します。
選考委員長は選考委員より互選します。
本部 若干名 専門部長 各部1名 学級代表 各クラス1名
地区評議員 各小学校区代表各2名 学校代表2名
3. 会長・副会長・庶務・会計の選出
選考委員会において候補者を選出します。
ただし、欠員が生じた場合、必要に応じて役員が候補者を選出します。
4. 会計監査の選出
選考委員会において候補者を選出します。
ただし、欠員が生じた場合、必要に応じて役員が候補者を選出します。
5. 評議員の選出
 - 1) 学級評議員の選出
新年度当初に学級評議員選出会を開催して、各クラス数名の評議員を選出し、1名を学級代表とします。また、若干名の補欠を必要に応じて選出します。選出の運営は前年度学級評議員が行います。
 - 2) 地区評議員の選出
地区割は表1のとおりとし、原則、表2の割合で評議員を選出します。
(ただし、年度によって若干の変動があり) また、若干名の補欠を必要に応じて選出します。選出の運営は、前年度地区評議員が行います。
 - 3) 学級評議員と地区評議員の兼任はありません。

明石市立野々池中学校 P T A 個人情報取扱規則

6. 学級評議員会代表の選出

各学年ごとに、学級評議員から、学年代表を1名選出します。
尚、学年代表については専門部に所属しません。

7. 地区評議員会代表の選出

小学校区ごとに、地区担当評議員から代表及び副代表を各1名選出します。副代表は代表を補佐し、代表不在の時は代行します。

8. 専門部の決定

学級評議員が担当する専門部は、選考委員会が専門部の活動内容に応じ、学年及び部員数を考慮した上、決定します。

9. 専門部長の選出

各専門部ごとに、部長及び副部長を各1名選出します。副部長は部長を補佐し、部長不在の時は代行します。選出の運営は、前年度部長、副部長が行います。

10. 細則の改正

この細則は、総会または評議員総会において出席者の過半数の賛同をもって改正することができます。

< 付 則 >

1	平成14年	4月19日	新旧評議員総会で一部改正。
2	平成15年	12月20日	評議員総会で一部改正。
3	平成16年	4月30日	第28回総会で一部改正。
4	平成17年	4月27日	第29回総会で一部改正。
5	平成20年	4月28日	第32回総会で一部改正。
6	平成20年	12月6日	臨時総会で一部改正。
7	平成24年	4月26日	第36回総会で一部改正。
8	平成29年	4月28日	第41回総会で一部改正。
9	平成31年	4月26日	第43回総会で一部改正。
10	令和元年	11月7日	評議員総会で一部改正。
11	令和4年	4月	第46回総会で一部改正。

明石市立野々池中学校 PTA（以下、本会）が保有する個人情報の適正な取り扱いと、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について以下の通り定めるものとする。

第1条 目的

本会が保有する個人情報について、適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図り、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

第2条 責務

本会は個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会で取り扱う個人情報の適正な取得、利用、管理に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第4条 取扱者

本会における個人情報の取扱者は役員とする。

第5条 守秘義務

個人情報の管理者及び取扱者は職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を決め、公開し、本人に明示する。

第7条 利用目的

取得する個人情報は、PTA活動に関するものに限定する。

第8条 個人情報の利用制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条により特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

第9条 管理方法

個人情報は管理者及び取扱者が安全かつ適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもと速やかに廃棄する。

第10条 保管および持ち出し等

個人情報を取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、パスワードをかけるなど適切に行うものとする。

第11条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令の基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健康育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報の共同利用

本会は、明石市立野々池中学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することができる。

第13条 第三者提供にかかる記録の作成等

本会は、個人情報を第三者（第11条第1号から第4号を除く）に提供したとき、又は第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保管する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯（第三者から提供を受ける時に限る）
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 個人情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記載不要）

第14条 情報開示等

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 漏えい時等の対応

個人情報の漏えい（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第16条 研修

本会は、個人情報の取得者に対して、定期的に個人情報保護の取り扱いに対する留意事項について研修を実施するものとする。

第17条 苦情の処理

本会は、個人情報の個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第18条 改正

本会の個人情報取扱規則は、役員会において改正する。

＜ 付 則 ＞

- 1 本規則は、令和元年4月26日より実施。

《 慶 弔 規 程 》

1. 会員・在籍生徒について次のとおり定める。
 - (イ) 会員および生徒死亡の場合は香料 10,000 円と弔電を贈る。
 1. 供花については会場等の都合を考慮し役員で協議する。
 2. 連絡範囲は役員、評議員(当該学級及び地区)とする。
 - (ロ) 会員および生徒が事故・焼失により、多大な障害・損害を受けた場合のお見舞いについては役員で協議する。
2. 教職員(会員)の配偶者と第 1 親等の死亡の場合は香料 5,000 円と弔電を贈る。供花については会場等の都合を考慮し役員で協議する。
3. 教職員(会員)の転勤等について次のとおり定める。
 - (イ) 在籍 3 年未満については記念品料 5,000 円を贈る。
 - (ロ) 在籍 3 年以上については記念品料 10,000 円を贈る。
4. その他上記項目に該当しない事情が発生した場合は役員で協議する。
5. 評議員総会において、出席者の過半数の賛同により改正できる。

[付則 1]平成 20 年 4 月 28 日より内規として効力を発生する。

- 1) 平成 29 年 4 月 28 日第 41 回総会で一部改正。
- 2) 平成 31 年 4 月 26 日第 43 回総会で一部改正。

《 旅 費 規 程 》

1. PTA の出張、活動の旅費は、電車・バス等の実費とする。
2. その他、特別の場合は役員で協議する。
3. 評議員総会において、出席者の過半数の賛同により改正できる。

[付則 1]平成 20 年 4 月 28 日より内規として効力を発生する。